

## 剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

### 1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和4年5月31日以前に取得）した者。

### 2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、各支部に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

### 3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

### 4. 申込締切 各支部締切日

### 5. 申込先 各支部

### 6. 審査の方法

この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験を中止し、下記の通り課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

#### 課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」

\*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）

- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

### 7. 審査会期日 令和6年5月6日（月・休）

8. 審査料 22,000 円

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

**※ 以下を周知して下さい。**

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

**※今回の審査申し込みより、稽古会・講習会への2回の参加実績が必要となります。  
参加実績有効期間：令和5年3月9日～令和6年2月29日**

**※別紙「講習会・稽古会参加実績報告書」に実績を記入の上、申請書・小論文と共に提出してください。**

申請番号

全剣連称号・段位様式第 4 号  
年 月 日

\*都道府県剣道連盟で記入する。  
\*申請番号は若年順に記入する。

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

### 教士 受審申請書 (本人用)

※ 試験会場

\*該当するものに○印をする。

※社会体育上級認定者（追認者除く）は  
上記試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、  
道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名

(旧姓)

2 生年月日

年	月	日	生	年齢 満	歳
---	---	---	---	------	---

3 性別

男 ・ 女

4 取得称号・段位

取得 年 月

登録 県 名

称 号	錬 士	段 位	段
年 月		年 月	
登録県名		登録県名	

顔写真を貼っ  
てから提出し  
てください  
(3 cm × 4 cm)

5 全剣連番号

6 住 所

7 電話番号

	携帯番号	
--	------	--

8 職 業

現職		前職	
----	--	----	--

※出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育  
上級認定年月

年 月 認定

※上級認定者のみ記入

[剣 歴] ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。

## 講習会・稽古会参加実績報告書

受審称号

号
---

名前

---

支部名

支部

講習会・稽古会名	年月日

〔全剣連および三剣連が主催または共催する講習会・稽古会を2回以上の参加がなければ、三剣連から推薦することができません。(有効期間1年)〕